

子ども・子育て支援新制度に係る国の会議状況について

1 子ども・子育て会議 10回開催（平成25年12月まで）

(1) 基本指針【確定】

- ①概要 ②主な記載事項 ③計画の見直し ④広域調整
 - ⑤支援事業計画の利用希望の把握（調査票）
- ※今後、内閣府告示予定

(2) 保育の必要性（検討中）

〈概ね調整済〉

- ・ 保育の必要性の事由（就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、災害復旧、求職活動 等）
- ・ 区分、保育必要量
- ①保育標準時間の就労時間の下限は一週当たり30時間を基本とする。
- ②「保育標準時間利用」：現行制度における保育所の開所時間1日11時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均275時間とする。
- ③「保育短時間利用」：原則的な保育時間である1日当たり8時間までの利用に対応するものとして、1か月当たり平均200時間とすることを基本とする。
- ④保育短時間認定における就労時間の下限は市町村の運用にも幅があることを踏まえ、1か月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間を基本。
- ⑤現行で就労時間の下限を「1か月当たり48～64時間以上」以外に設定している市区町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能。
- ⑥現在、保育所に入所している児童は、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講じる。

〈主な検討事項〉

- ・ 優先利用 ・ 認定方法その他 ・ 利用調整（優先利用等）

(3) 確認制度（検討中）

〈概ね調整済〉

- ・ 施設、事業者からの申請に基づき、市町村が確認し給付による財政支援を行う。
- ・ 市町村が1～3号認定ごとの利用定員を定め、給付対象を確認し、給付費を支払う。
- ・ 国が定める基準（従うべき、参酌すべき）を踏まえ、市町村が運営基準の条例を策定する。
- ・ 利用定員は保育時間の区分をせずに設定する。
- ・ 施設型給付及び委託費の対象施設中、保育所と認定こども園の利用定員は20人以上とする。

〈主な検討事項〉

- ・ 利用定員の設定（定員、年度途中の変動、保育量との関連、定員割れ・超過等）
- ・ 情報公表の仕組み

(4) 関連（検討中）

- ・ 共働き家庭の子どもの幼稚園利用について

2 子ども・子育て会議基準検討部会 11回開催（平成25年12月まで）

(1) 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準（検討中）

学級編成、職員配置、施設面積、開園時間 等

(2) 地域型保育事業の認可基準（検討中）

各類型ごとの職員数、資格要件、設備、面積基準 等

(3) 地域子ども・子育て支援事業（検討中）

- ①利用者支援（情報提供、助言 等）、②地域子育て支援拠点事業（量と質）、
- ③妊婦健診（望ましい基準の制定）、④乳児家庭全戸訪問事業（早期訪問、里帰り出産 等）、
- ⑤養育支援訪問事業（対象範囲、訪問者の資質確保 等）、
- ⑥子育て短期支援事業（運営のあり方）、
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（実施しやすいような工夫）、
- ⑧一時預かり（事業類型、人員配置 等）、⑨延長保育事業、
- ⑩病児・病後児保育事業（量的拡大、利用手続き 等）、
- ⑪放課後児童クラブ（従事者の資格、人数 等）、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（支援のあり方）

(4) 確認制度（検討中）

利用開始基準、管理運営等に関する基準 等

(5) 公定価格（検討中）

・算定にあたっての基本的な考え方 ・公定価格の骨格（算定構造） ・特例給付 等

(6) その他（検討中）

利用者負担（所得階層の区分及び決定方法、多子軽減の取扱い 等）